

『みんなの小金井市条例』
制定を目指して
意見交換会

小金井市地域自立支援協議会

何故!?

地域自立支援協議会で条例案を考えたのか！

- 各自治体や各自治体の地域自立支援協議会の活動を通して学ぶ
 - 独自の条例づくりの取り組み(より多くの住民や障がい者の方々と関係者を巻き込んで)差別事例の収集活動や合理的配慮に関するパンフレットを製作に取り組んでいる。
- 障がい者の権利条約 そして[障がい者総合福祉法]の制定や虐待防止法・障害者差別解消法の施行に伴い、小金井市でも実効性のある制度やこれらの条約と法令が広く市民に浸透していく事をねがって……
- 市民に問題提起をすることで当事者を交え、市民間での議論を巻き起こしたい
- 実際に問題が生じた時の紛争解決のための手続きや相談と解決のための機関(常設)が政策的に設置することを願って…

誰もが過ごしやすい社会を目指して

- 「障害」とは、その人と周りの環境との相互作用の中で生まれるということです。そして、その「障害」を解消するための「合理的配慮」も、障害のある方本人と、周りの人々や環境との関係によって変わってきます。
- 一人ひとりの個性を尊重しながら、人や場面に応じて、個別具体的に合理的配慮を考えていくこと。粘り強く、地道な対話や工夫が必要ですが、その先には、障害のあるなしにかかわらず誰もが過ごしやすい社会があるはずです。
- 2016年4月1日からの「障害者差別解消法」の施行によって、ますます注目が深まる「合理的配慮」、あなたもぜひ身近な人と一緒に考えてみてください。

12月のシンポジウムを経て… アンケートや市へ寄せられ意見から…

タイトル(表題)に対する意見

- ○仮称「障害者が共に生活する社会を作る小金井市条例」にたいして
- ⇒「誰もが安心して暮らせる小金井市条例」
- 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい小金井市条例」
- 「すべての人が当たり前に暮らせるまち小金井市条例」
- 「障害のある人もない人も共に助け合う明るいまち小金井市条例」
- 「障害のある人もない人も共に歩み、市民皆が共にいきいきと輝く小金井づくり条例」
- 「障害のある人もない人も生涯にわたり共に生きる市民条例」
- 「障がいのある人もない人も生涯にわたって共に生きる社会をつくる小金井市条例」

健全者が関心の持てるものに

- 市民憲章などとの整合性や当事者の納得できる法律にして欲しい。
- 「健全者が暮らす社会」で障害者も共に暮らせることを目指しているのか？
- 小金井市が考える共生社会の在り方とは？
- 「障害者が~」とあるが誰もが障害者のなる可能性があるのでは
- 障害のない人が暮らす社会で障害のある方も暮らせる社会にとも読み取れる。
- ○条例の名称ですが、これ仮称となっておりますが、他の市の条例は障がいのある人もない人もという形になっている。「障がい者ととともに生きる」、障がい者だけという感じの名称になって、条例上の障がい者だけでなく、いわゆる健全者とともに、社会をつくっていくための条例だと思うので、仮称に関して障がい者だけに限定しての名称は疑問としてあります。

前文に関わる意見等

- 条例では法律用語の使用は仕方ないが、全国的にも使用しているのか？
「何人」⇒「どんな人とも」では？
- 前文を丁寧語にした理由は？ 優しいけど弱い印象を受ける。
- 前文最後の2行の日本語が？
- 前文に「具体的な事件」を入れるのはそぐわない気がする。
- 前文にやまゆり園のことがふれてあるが適切か疑問。議論してほしい。
- 前文の用語表記「障害」「障がい」が統一されていない。
- やまゆり園の件があり、あの事件の後、私はうなされる日が随分続きまして病気ではないですが、夢を今も正確にずっと覚えています。その夢は、私の家で人殺しが入ってきたのです。それで私は雨戸を閉めて、鍵は閉めないのですがそこに入ってきて殺されそうになったのです。

- 障害は一人ひとり異なり、配慮することや支援が必要ですが、小金井市民の一人ひとりとして、市民活動等への参加や買い物・食事・観劇等々の誰もが日常的に営む生活「あたりまえの生活」を市民の一員として出来る事を願っています。
- お年寄りから障害のある人も子供も安心して暮らせる「心優しい町」であると共に「安心して住める町」であるために行政と共に積極的な街づくり・環境整備等に取り組んでいくこと、そして、困っている人がいる時には、そっと手を差し伸べて「お互いさま」という気持ちをもって日常の生活が送れる町。そんな小金井市になって欲しいと願ってこの条例を制定することにしました。
- 私たちの国の日本国憲法の国民の人権を守るという条項や2006年12月に国連総会で「障害者の権利条約」が制定され、わが国でも2014年1月に批准しました。
- これからは、これらの内容をもとに様々な社会の仕組みや制度を見直していく事になります。
- 「障害者の事は障害者を抜きに決めないで」障害のある人も一緒になって考え、共に生活する社会をつくっていく事になります。その第一歩が今回の条例です。
- 市民の皆さんと共により良い小金井市を作るため共に歩んでいきましょう。

条文や条例の内容に関する意見

- 学校や教育現場に関わる問題についてはどのようにとらえるのか？
- 教育のバリアフリー盛り込んでほしい。
- 教育分野における差別の定義、合理的配慮の定義を充実させてください。
- 学校教育において障がい児に対する差別の解消・合理的配慮は、「インクルーシブ教育」を推進していく上で必要不可欠なものです。
- 障がい児や学校教育現場での対応が含まれない理由は？
- 幼少期からの学校教育等において幼少期からいろいろな形で触れ合いながらいろんな交流の中で、当たり前に進んでいく、出会っていくことを教育の中で取り組んでいくことが必要です。それに文部科学省も、交流および共同教育ということをきちんと学習指導要領で用立てております。ぜひそのあたりをさらに一層充実させていくことが学校教育を含めて必要と思っています。その中身は今回の条例の中でぜひ具体化して記載できればよいかと思えます。

差別解消を超え、踏み込んだ内容の条例であることを願う。

- 差別についてもう少し踏み込んでほしい。
- 差別、虐待について明文化すべき。
- 内容に関してはこれからも精査されていくと思いますが、差別に関しては踏み込んでいただきたいと思います。
- 16条虐待に関しても、1条だけでなく部会試案 15条(虐待の禁止)と16条(実施機関)を
- 市の責務として、2条分 復活できないでしょうか。
- 障がいと女性という二つの要因による複合差別に言及した条文を入れてください。

【第6条】障害児(者)等への総合的な支援等

市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

(1) 乳幼児であるときから生涯にわたって障害者が、その心身の発達のために必要とする適切な支援を受けられることができるようにするために必要な施策を講じなければならない。

(2) 市及び市が設置する学校は、障害児に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。

(3) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、それぞれの障害の特性を理解し、障害者の雇用機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(4) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者に必要な居住するための安全な場所の提供に努めなければならない。

アンケートや意見から追加挿入案

【第8条】差別の禁止 ➡7条を8条に

何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

➡差別の定義を挿入しては

障害を理由として正当な理由なくして、拒否したり適切な対応をしないこと。

(1) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会が与えられないこと。(教育の機会均等)

(2) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否され、又はこれに不当な条件が課されること。

以下の条文番号を1加える

障害者が働ける市にしてほしい。

- 「障害特性に合わせた働き方ができる」ことを条例に盛り込んでほしい。
- 当事者が小金井で、その人の障がい特性に合わせた働き方、カスタマイズ就業とありますが、小金井でそういう人たちが働ける、社会参加ができる一歩踏み込んだ考え方をぜひ盛り込んでほしいと思います。

【第17条】虐待の禁止 16条から17条に

差別と虐待が表裏一体の関係にあることを認識し、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

➡虐待の定義を挿入しては

(1)障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行が加えられること。

(2)障がい児者にたいして本人の意思に反する行為(心理的・外傷的行為・財産等の権利侵害)や無視・放置(ネグレクト)等の行為

社会参加こそが最良のリハビリです

- 社会参加これが最高のリハビリで生きがいだと思います。そこをしっかりと踏まえたものを作ってほしいなと希望しています。
- 当事者から話が出ました、条例制定によって、何か変わるのか？という気持ちに対しては、やはり、きちんと条例に盛り込むべきものと思っています。

権利条約に即した条例に

キーワードとして

- 「他者との平等を基礎として~」というフレーズが条文内には35か所も有る事
- 『合理的配慮』
- 『アクセシビリティ』『ユニバーサルデザイン』『バリアフリー』
- 『ICIDH国際障害分類』医学モデル ➡ 『ICF国際生活機能分類』社会モデルへ

- 条例案の表題としては

『障がいのある人もない人も
共に自分らしくありのままに
暮らせる小金井市をつくる市民条例』

を考えています

皆さんの
忌憚のないご意見をお願いします

- 小金井市地域自立支援協議会